

まよふと福祉倶楽部だより 2020年 新春1号

これからどうなる「社会保障」

鴨川法律事務所の弁護士、尾藤廣喜先生からのご寄稿です

消費税は上がったけれど

昨年10月1日から、消費税が8%から10%に増税されました。政府の言う増税の理由は、税収の安定と社会保障の財源対策にあるとのことでしたが、果たして現実はどうだったでしょうか。

安定した税収をと言いながら、本来多くの税収が見込めるはずの法人税については、大企業ほど法人税の実質税率が低くなるという不公平はあいかわらず是正されていません。また、輸出企業にとっては、消費税は、後に還付されますので、増税分は税収の増には結びつきません。もともと消費税は、低所得者ほど負担が重く、「安定した税収」とは、低所得者からも税を徴収するというのが、本音です。一方、社会保障の財源対策に充てるといいながら、防衛費は無際限に増額され、安倍総理が外遊するたびに、政府開発援助（ODA）は、大盤振る舞いされています。消費税は、法律上目的税とされていても、会計上は一般財源とされていますので、どのような使い道にも使うことができるので、結局消費税増税分が一部しか社会保障のために使われないということが許されてしまうのです。

今回、社会保障の充実の目玉とされたのが幼児教育・保育の無償化でしたが、これも、一番深刻な待機児童問題は未解決のままですし、給食費が無償ではありませんので、実質無償にはなりません。しかも、保育士など職員の待遇が改善されておらず、人手不足が依然深刻であるなど問題が山積されたままです。

「全世代型社会保障」

の検討という名目で制度の後退が

このような問題だらけの消費税増税で、周りを見ても、景気的大幅な後退が言われていますが、今度は、「全世代型社会保障検討会議」なるものが設置され、既に初会合が昨年9月から開かれています。

ここでの議論の内容を見ますと、医療の自己負担分の強化、年金の支給開始年齢の繰り延べ、介護サービスの利用者負担割合の増加など、社会保障制度を軒並み後退する方向での議論がなされています。消費税増税は社会保障の財源確保のはずだったのですが、この点はすっかり抜け落ちていきます。

しかも、この会議のメンバーは、総理、関係閣僚のほか、財界関係者、学識経験者などで構成され、高齢者、若者、一人親家庭、障害者など当事者の代表も医療や介護の関係者も労働組合の代表も全く参加しておりません。これでは、本当の意味で「全世代」の様々な立場の意見が反映されたものには到底なり得ません。

また、政府与党の20年度の税制改正の議論は、消費税増税による景気の後退を受けて、企業に投資を促すための税制改正を予定しており、大企業優遇税制をさらに推し進める内容を中心として検討されています。しかし、いくら企業の投資を増やそうとしても、私たちの生活自体が良くなると、消費は好転しませんし、購買意欲は回復しません。そのことは、リーマン・ショック以来の、経済政策の失敗の歴史からしても明らかです。

これからの社会保障のあり方に市民の声を

このような状態にみると、私たちは、主権者として、消費税増税が本当に必要だったのかどうか、また、現実に増税分がどのように使われているのかについて、もっと関心を寄せ、議論をしなければなりません。そして、何よりも、私たちのこれからの「暮らし」に直結する、医療、年金、介護、生活保護、失業給付などの社会保障制度が、私たちを支えるものになるかどうかについて、もっともっと積極的に意見をあげていかなければなりません。